

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																				
<p>(前 略)</p> <p>別表第1 (第2条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第3条第2項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">決 裁 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条及び第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項</td> <td>総務・労務・人事担当の理事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第30条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項</td> <td>法務・コンプライアンス担当の副学長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第4条関係) (略)</p>	事 項	決 裁 者	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条及び第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事	(略)		分掌規程第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第30条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	(略)		<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成30年6月1日から施行する。</p> <p>別表第1 (第2条関係) (同 左)</p> <p>別表第2 (第3条第2項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">決 裁 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条、第3条(第2号及び第3号に限る。)及び第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項</td> <td>総務・労務・人事担当の理事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第3条第1号、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第30条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項</td> <td>法務・コンプライアンス担当の副学長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第4条関係) (同 左)</p>	事 項	決 裁 者	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条、第3条(第2号及び第3号に限る。)及び第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事	(同 左)		分掌規程第3条第1号、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第30条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	(同 左)	
事 項	決 裁 者																				
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条及び第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事																				
(略)																					
分掌規程第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第30条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長																				
(略)																					
事 項	決 裁 者																				
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条、第3条(第2号及び第3号に限る。)及び第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事																				
(同 左)																					
分掌規程第3条第1号、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第30条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長																				
(同 左)																					